

新しい職 ～副校長・主幹教諭・指導教諭～ の設置

目的

学校教育法の改正に伴い創設された副校長、主幹教諭及び指導教諭について、平成21年度から設置することとし、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図る。

組織的・機動的な
学校運営

教育課題に迅速かつ的確に対応できる学校組織体制の構築
教員が児童生徒に向き合う時間の拡充
大量退職時代を迎え、優れた指導技術の伝授と現地現場での人材育成

メリハリのある
教員給与体系の実現

教員の子どもと
向き合う時間の拡充

教員の人材育成



副 校 長

校長の職務を助けるとともに、校長から任された校務を自らの権限で処理する。

校長の職務が物理的に困難な学校

○職務の級：3級
教頭と同じ級に位置づけ、
管理職手当で教頭より高い処遇

附属中学校 3名（うち京都市1名）
府立高校（京都市内夜間定時制） 4名
府立盲・聾学校分校 1名

主 幹 教 諭

管理職を助けるとともに、校務の一部を整理し、児童生徒の教育をつかさどる。

困難な課題を多く抱える学校

○職務の級：特2級
教頭(3級)と教諭(2級)の間に級を創設
○定数措置
配置4人につき国からの加配措置1名

小学校 30名以内（うち京都市15名以内）
中学校 30名以内（うち京都市15名以内）
府立高校 8名以内

指 導 教 諭

児童生徒の教育をつかさどるとともに、教諭に対し教育指導改善や充実のための指導助言を行う。

若手教員が多い地域の学校

○職務の級：特2級
教頭(3級)と教諭(2級)の間に級を創設

小学校 30名以内（うち京都市15名以内）
中学校 30名以内（うち京都市15名以内）
府立高校 16名以内
特別支援学校 6名以内（うち京都市3名以内）